

武蔵丘短期大学における公的研究費等の不正防止対策に関する基本方針

平成 27 年 3 月 3 日制定

令和 3 年 11 月 26 日改正

学 長 裁 定

武蔵丘短期大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）の趣旨を踏まえ、公的研究費等の運営・管理を適正に行うため、不正な使用を防止することを目的として、次の基本方針を定める。

1 責任体系の明確化

公的研究費等を適正に運営・管理するために、責任者（「最高管理責任者」、「統括管理責任者」、「コンプライアンス推進責任者」）を置き、責任の範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。

また、監事との連携を強化し、不正防止に関する体制整備状況や運用状況について、情報を提供し、監事からの意見を不正防止計画等に反映する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

公的研究費等の不正使用が行われる可能性があるという前提のもとで、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制を整備する。すなわち、ルールの整備と相談窓口の設置、関係者の意識向上のためのコンプライアンス教育・啓発活動を行う。

3 不正防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を未然に防止するため、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費等の適正な運営・管理活動を図るため、不正防止計画を踏まえた適切な予算執行を行えるよう、実効性のあるチェックが効くシステムの構築を図る。

5 情報発信・共有化の推進

本学における公的研究費等の不正防止に向けた取り組みについて、基本方針及び手続き等を情報発信するとともに、学内においても情報共有する。

6 モニタリングの在り方

公的研究費等の適正な管理のため、本学全体の視点から実効性のあるモニタリングを行うための体制を整備する。